

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第一百条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整）<br/>                 第百八条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 傷病手当金の支給を受けるべき者（第百四条の規定により受けるべき者であつて、政令で定める要件に該当するものに限る。）が、国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>5・6 （略）</p> | <p>（傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整）<br/>                 第百八条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 傷病手当金の支給を受けるべき者（第百四条の規定により受けるべき者であつて、政令で定める要件に該当するものに限る。）が、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齢退職年金給付の額の合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>5・6 （略）</p> |

◎ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号） 抄 （平成二十二年四月一日（一部平成二十三年九月一日）施行）  
 （附則第一百二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。</p> <p>一 被保険者（後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<br/>             、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの</p> <p>二～四（略）</p> <p>（傷病手当金と報酬等との調整）</p> <p>第七十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 傷病手当金の支給を受けるべき者（疾病任意継続被保険者及び疾病任意継続被保険者であつた者に限る。）が、<u>国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下</u></p> | <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。</p> <p>一 被保険者（後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）<br/>             、子、孫及び弟妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの</p> <p>二～四（略）</p> <p>（傷病手当金と報酬等との調整）</p> <p>第七十条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 傷病手当金の支給を受けるべき者（疾病任意継続被保険者及び疾病任意継続被保険者であつた者に限る。）が、<u>国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく老齢又は</u></p> |

この項及び次項において「老齡退職年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齡退職年金給付の額（当該老齡退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齡退職年金給付の額の合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

5・6 (略)

退職を支給事由とする年金である給付その他の老齡又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるもの（以下この項及び次項において「老齡退職年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齡退職年金給付の額（当該老齡退職年金給付が二以上あるときは、当該二以上の老齡退職年金給付の額の合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

5・6 (略)

◎ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）抄  
 （附則第百十四条関係）

（平成二十二年四月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案              |  | 現行               |   |
|------------------|--|------------------|---|
| <p>四<br/>（略）</p> | <p>別表第一（第十四条、第十五条、第十五条の二、第十六条の三、第十八条、第十八条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十三條関係）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 同一の事由により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と国民年金法の規定による障害基礎年金又は遺族基礎年金若しくは寡婦年金とが支給される場合（第一号に規定する場合を除く。）にあつては、下欄の額に、年金たる保険給付の区分に応じ、第一号の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）</p> | <p>四<br/>（略）</p> | <p>別表第一（第十四条、第十五条、第十五条の二、第十六条の三、第十八条、第十八条の二、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十三條関係）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 同一の事由により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と国民年金法の規定による障害基礎年金又は遺族基礎年金若しくは寡婦年金とが支給される場合（第一号に規定する場合及び当該同一の事由により国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による障害共済年金又は遺族共済年金が支給される場合を除く。）にあつては、下欄の額に、年金たる保険給付の区分に応じ、第一号の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）</p> |

◎ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第一百七十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>（水利地益税等の徴収の方法）<br/>                 第七百六条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市町村は、当該年度の初日において、当該市町村の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によつて国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、特別徴収対象被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、この限りでない。</p> | <p>（水利地益税等の徴収の方法）<br/>                 第七百六条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市町村は、当該年度の初日において、当該市町村の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、<u>厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によつて国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、特別徴収対象被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、この限りでない。</u></p> |

3

(略)

3

(略)

◎ 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第一百八条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（前二条の年金の支給に関する調整）<br/>                     第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する年金である給付の支給期月については、<u>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）</u>第三条の規定による改正前の共済組合法第七十三条第四項の規定を準用する。</p> | <p>（前二条の年金の支給に関する調整）<br/>                     第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する年金である給付の支給期月については、共済組合法第七十三条第四項の規定を準用する。</p> |

◎ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第百十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

|     |   |
|-----|---|
| 改正案 | <p>4 <br/>（略）</p>   |
| 現行  | <p>4 <br/>附則</p> <p>4  若年定年退職者が第二十七条の八第一項の規定により給付金を支給しないこととされた後禁錮以上の刑に処せられた場合及び同条第三項の規定による返納をした場合には、<u>国家公務員共済組合法附則第十二条の九第三項の規定は、適用しない。</u></p> <p>5 <br/>（略）</p> |

◎ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第二百二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十条（同条第二項及び第六項を除き、同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一百一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第十九条 健康保険法第八十九条、船員保険法第三十八条、厚生年金保険法第九十条、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項及び国民年金法第一条の規定による再審査請求並びに健康保険法第九十条、船員保険法第三十九条、厚生年金保険法第九十一条第一項（同法第六十九条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において</p> | <p>（設置）</p> <p>第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第九十条（同法第六十九条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三十五号）第三十三条第一項並びに国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）第一百一条（同法第三十八条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、各地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）に社会保険審査官（以下「審査官」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>（設置）</p> <p>第十九条 健康保険法第八十九条、船員保険法第三十八条、厚生年金保険法第九十条、石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項及び国民年金法第一条の規定による再審査請求並びに健康保険法第九十条、船員保険法第三十九条、厚生年金保険法第九十一条（同法第六十九条において準用する場合を含む。第三十二条第二項において同じ。</p> |

同じ。)及び石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(再審査請求期間等)

第三十二条 (略)

2 健康保険法第九十条、船員保険法第三十九条、厚生年金保険法第九十一条第一項又は石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

(及び石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に、社会保険審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(再審査請求期間等)

第三十二条 (略)

2 健康保険法第九十条、船員保険法第六十四条、厚生年金保険法第九十一条又は石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項の規定による審査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内になければならない。

◎ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第二百一十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（用語の定義）<br/>                     第二条 この法律において「恩給等」とは、次に掲げるものをいう。<br/>                     一〜三 （略）<br/>                     四 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条（保険給付の種類）に規定する保険給付（政府から給されるものを除く。）並びに国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五十八条（給付の種類）、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い等）及び第九十二条（旧団体共済組合員に係る従前の給付の取扱い等）並びに旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第百五十六号）第三条（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条（外地関係共済組合に係る年金の支給）及び第七条の二（旧陸軍共済組合令の適用を受けていた者等に対する年金の支給）に規定する給付で年金として給されるもの</p> | <p>（用語の定義）<br/>                     第二条 この法律において「恩給等」とは、次に掲げるものをいう。<br/>                     一〜三 （略）<br/>                     四 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条第一項（長期給付の種類等）、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十四条（長期給付の種類）及び第百五十八条（給付の種類）、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱い等）及び第九十二条（旧団体共済組合員に係る従前の給付の取扱い等）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二十条第二項（長期給付）並びに旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第百五十六号）第三条（旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継）、第四条（外地関係共済組合に係る年金の支給）及び第七条の二（旧陸軍共済組合令の適用を受けていた者等に対する年金の支給）に規定する給付で年金として給されるもの</p> |

2 五  
八  
(略) (略)

2 五 も  
八 の  
(略) (略)

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（組合に対する補助）<br/>第七十三条（略）</p> <p>一 次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者（健康保険法第三条第一項第九号又は同条第二項ただし書の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。ロにおいて同じ。）に係る額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定給付額」という。）を控除した額</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（保険料の徴収の方法）</p> | <p>（組合に対する補助）<br/>第七十三条（略）</p> <p>一 次に掲げる額の合算額の百分の三十二に相当する額</p> <p>イ 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額から、当該合算額のうち組合特定被保険者（健康保険法第三条第一項第八号又は同条第二項ただし書の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者である者及びその世帯に属する当該組合の被保険者をいう。ロにおいて同じ。）に係る額として政令の定めるところにより算定した額（以下この条において「特定給付額」という。）を控除した額</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>（保険料の徴収の方法）</p> |

第七十六条の三（略）

2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

附則

（退職被保険者等の経過措置）

第六条 平成二十六年までの間において、市町村が行う国民健康保険の被保険者（六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後であるものを除く。）のうち、次に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を受けることができる者であつて、これらの法令の規定による被保険者、組合員若しくは加入者であつた期間（当該期間に相当するものとして政令で定める期間を含む。）又はこれらの期間を合算した期間（以下この項及び附則第二十条において「年金保険の被保険者等であつた期間」という。）が二十年（その受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満である当該年金たる給付を受けることができる者にあつては、当該年金たる給付の区分に応じ政令で定める期間）以上であるか、又は四十歳に達した月以後の年金保険の被保険者等であつた期間が十年以上であるものに該当する者は、退職被保険者とする。ただし、当該年金たる給付の支給がその者の年齢を

第七十六条の三（略）

2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。

附則

（退職被保険者等の経過措置）

第六条 平成二十六年までの間において、市町村が行う国民健康保険の被保険者（六十五歳に達する日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以後であるものを除く。）のうち、次に掲げる法令に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付を受けることができる者であつて、これらの法令の規定による被保険者、組合員若しくは加入者であつた期間（当該期間に相当するものとして政令で定める期間を含む。）又はこれらの期間を合算した期間（以下この項及び附則第二十条において「年金保険の被保険者等であつた期間」という。）が二十年（その受給資格期間たる年金保険の被保険者等であつた期間が二十年未満である当該年金たる給付を受けることができる者にあつては、当該年金たる給付の区分に応じ政令で定める期間）以上であるか、又は四十歳に達した月以後の年金保険の被保険者等であつた期間が十年以上であるものに該当する者は、退職被保険者とする。ただし、当該年金たる給付の支給がその者の年齢を

事由としてその全額につき停止されている者については、この限りでない。

一・二 (略)

三| 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。次号から第七号まで）において「平成十九年一元化法」という。）による改正前の国家公務員共済組合法

四| 平成十九年一元化法による改正前の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）

五| 平成十九年一元化法による改正前の地方公務員等共済組合法

六| 平成十九年一元化法による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）

七| 平成十九年一元化法による改正前の私立学校教職員共済法

八・九 (略)

2 (略)

(療養給付費等交付金)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 前項の被用者保険等保険者は、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康保険法第三条第一項第九号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるものとする。

(概算療養給付費等拠出金)

事由としてその全額につき停止されている者については、この限りでない。

一・二 (略)

三| 国家公務員共済組合法

四| 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）

五| 地方公務員等共済組合法

六| 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）

七| 私立学校教職員共済法

八・九 (略)

2 (略)

(療養給付費等交付金)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 前項の被用者保険等保険者は、健康保険法の規定による保険者、船員保険法の規定による保険者、第六条第三号に規定する共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする組合であつて厚生労働大臣が定めるものとする。

(概算療養給付費等拠出金)

第十二条 前条第一項の概算療養給付費等拠出金の額は、被用者保険等  
保険者ごとの当該年度の標準報酬総額（健康保険法の規定による保険  
者又は船員保険法の規定による保険者にあつては、被保険者ごとのこ  
れらの法律に規定する標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう  
。の当該年度の合計額の総額とし、第六条第三号に規定する共済組  
合にあつては、組合員ごとの同号に規定する法律に規定する標準報酬  
の月額及び標準期末手当等の額の当該年度の合計額の総額を、日本私  
立学校振興・共済事業団にあつては、加入者ごとの私立学校教職員共  
済法に規定する標準報酬月額及び標準賞与額の当該年度の合計額の総  
額を、組合にあつては、組合員ごとのこれらの報酬に相当するものと  
して厚生労働省令で定めるもの）の当該年度の合計額の総額を、それぞ  
れ政令で定めるところにより補正して得た額とする。以下同じ。）の  
見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定される額に概算  
拠出率を乗じて得た額とする。

2  
(略)

第十二条 前条第一項の概算療養給付費等拠出金の額は、被用者保険等  
保険者ごとの当該年度の標準報酬総額（健康保険法の規定による保険  
者又は船員保険法の規定による保険者にあつては、被保険者ごとのこ  
れらの法律に規定する標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう  
。の当該年度の合計額の総額とし、第六条第三号に規定する共済組  
合にあつては、組合員ごとの同号に規定する法律に規定する標準報酬  
の月額及び標準期末手当等の額又は給料の月額及び期末手当等の額の  
当該年度の合計額の総額を、日本私立学校振興・共済事業団にあつて  
は、加入者ごとの私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額及  
び標準賞与の額の当該年度の合計額の総額を、組合にあつては、組合  
員ごとのこれらの報酬に相当するものとして厚生労働省令で定めるも  
の）の当該年度の合計額の総額を、それぞれ政令で定めるところにより  
補正して得た額とする。以下同じ。）の見込額として厚生労働省令で  
定めるところにより算定される額に概算拠出率を乗じて得た額とする。

2  
(略)

◎ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）抄  
 （附則第二百二十四条関係）

（平成二十二年四月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（用語の定義）<br/>                     第三条（略）</p> <p>2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>七（略）</p> <p>八（略）</p> <p>九（略）</p> <p>十（略）</p> <p>（資料の提供等）<br/>                     第三十条 都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に関し必要があ</p> | <p>（用語の定義）<br/>                     第三条（略）</p> <p>2 この法律において「公的年金給付」とは、次の各号に掲げる給付をいう。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）に基づく年金たる給付</p> <p>六（略）</p> <p>七 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号）に基づく年金たる給付</p> <p>八 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく年金たる給付</p> <p>九（略）</p> <p>十（略）</p> <p>（資料の提供等）<br/>                     第三十条 都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に関し必要があ</p> |

ると認めるときは、受給資格者、当該児童、第四条第一項第一号に該当する児童の父若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、法律によつて組織された共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

ると認めるときは、受給資格者、当該児童、第四条第一項第一号に該当する児童の父若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、公的年金給付に係る年金制度の管掌者たる組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

◎ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第二百二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>（退職手当等とみなす一時金）</p> <p>第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第一項に規定する退職手当等とみなす。</p> <p>一 国民年金法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定を除く。）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の規定に基づく一時金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金（これに類する給付を含む。第三号において同じ。）で政令で定めるもの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（社会保険料控除）</p> <p>第七十四条 （略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険料とは、次に掲げるものその他これらに準ずるもので政令で定めるもの（第九条第一項第七号（在勤手当の非課税）に掲げる給与に係るものを除く。）をいう。</p> | <p>（退職手当等とみなす一時金）</p> <p>第三十一条 次に掲げる一時金は、この法律の規定の適用については、前条第一項に規定する退職手当等とみなす。</p> <p>一 国民年金法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定を除く。）、<u>国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）</u>、<u>地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）</u>、<u>私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）</u>及び独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）の規定に基づく一時金その他これらの法律の規定による社会保険又は共済に関する制度に類する制度に基づく一時金（これに類する給付を含む。第三号において同じ。）で政令で定めるもの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>（社会保険料控除）</p> <p>第七十四条 （略）</p> <p>2 前項に規定する社会保険料とは、次に掲げるものその他これらに準ずるもので政令で定めるもの（第九条第一項第七号（在勤手当の非課税）に掲げる給与に係るものを除く。）をいう。</p> |

一〇八 (略)

九 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定による掛金

十 (略)

十一 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により加入者として負担する掛金

十二 (略)

3 (略)

(徴収税額)

第二百三条の三 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した残額に百分の五(第三号に掲げる公的年金等にあつては、百分の十)の税率を乗じて計算した金額とする。

一 (略)

二 厚生年金保険法第三百十条第一項(厚生年金基金の業務等)に規定する老齢年金給付その他の政令で定める公的年金等の支払を受ける居住者で当該公的年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出したものに對し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う当該公的年金等 前号に掲げる金額から政令で定める金額を控除した金額

三 (略)

一〇八 (略)

九 国家公務員共済組合法の規定による掛金

十 (略)

十一 私立学校教職員共済法の規定により加入者として負担する掛金

十二 (略)

3 (略)

(徴収税額)

第二百三条の三 前条の規定により徴収すべき所得税の額は、公的年金等の金額から、次の各号に掲げる公的年金等の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した残額に百分の五(第三号に掲げる公的年金等にあつては、百分の十)の税率を乗じて計算した金額とする。

一 (略)

二 厚生年金保険法第三百十条第一項(厚生年金基金の業務等)に規定する老齢年金給付、国家公務員共済組合法第七十二条第一項第一号(長期給付の種類等)に掲げる退職共済年金その他の政令で定める公的年金等の支払を受ける居住者で当該公的年金等について公的年金等の受給者の扶養親族等申告書を提出したものに對し、その提出の際に經由した公的年金等の支払者が支払う当該公的年金等 前号に掲げる金額から政令で定める金額を控除した金額

三 (略)

◎ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第二百二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

|                     |  |   |  |                     |  |   |  |
|---------------------|--|---|--|---------------------|--|---|--|
|                     |  | 改 正 案   |  |                     |  | 現 行   |  |
| 別表第一（第三十条の七関係）      |  |   |  | 別表第一（第三十条の七関係）      |  |   |  |
| 提供を受ける国の機関又は法人      |  | 事務  |  | 提供を受ける国の機関又は法人      |  | 事務  |  |
| 一〇七十三（略）            |  | （略）   |  | 一〇七十三（略）            |  | （略）   |  |
| 七十三の二 厚生労働省及び日本年金機構 |  | 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |  | 七十三の二 厚生労働省及び日本年金機構 |  | 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |  |
| 七十四（略）              |  | （略）   |  | 七十四（略）              |  | （略）   |  |
| 七十五 厚生労働省及び日本年金機構   |  | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は  |  | 七十五 厚生労働省及び日本年金機構   |  | 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項又は  |  |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| (略) | 七十六 厚生労働省<br>及び日本年金機構   |  |
| (略) | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの | 第七項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| (略) | 七十六 厚生労働省<br>及び日本年金機構   |  |
| (略) | 厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの   | 第七項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付に係る権利の決定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの |

◎ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号） 抄  
 （附則第二百二十八条関係）

（平成二十二年四月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>（坑内員に関する給付）</p> <p>第十六条 基金は、第一条の目的を達成するため、石炭鉱業を行う事業場において会員に使用される厚生年金保険の被保険者（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する事業の事業場）に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者であつて、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第二号厚生年金被保険者」という。）及び同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者（第十八条第一項において「第三号厚生年金被保険者」という。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者のいずれでもないものに限る。）たる労働者（以下「坑内員」という。）の老齢について、年金たる給付の支給を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（坑外員に関する給付）</p> <p>第十八条 基金は、前二条の事業のほか、会員（第七条第二項に規定す</p> | <p>（坑内員に関する給付）</p> <p>第十六条 基金は、第一条の目的を達成するため、石炭鉱業を行う事業場において会員に使用される厚生年金保険の被保険者（鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第四条に規定する事業の事業場）に使用され、かつ、常時坑内作業に従事する被保険者であつて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。）附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者のいずれでもないものに限る。）たる労働者（以下「坑内員」という。）の老齢について、年金たる給付の支給を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（坑外員に関する給付）</p> <p>第十八条 基金は、前二条の事業のほか、会員（第七条第二項に規定す</p> |

る事業主を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上の者が希望したときは、石炭鉱業を行う事業場において会員に使用される厚生年金保険の被保険者（坑内員並びに第二号厚生年金被保険者及び第三号厚生年金被保険者並びに昭和六十年法律第三十四号附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者を除く。）たる労働者（石炭の採掘の業務と緊密な関連を有しない業務として政令で定める業務に従事する者を除くものとし、以下「坑外員」という。）の老齢について、年金たる給付の支給を行うことができる。

2・3 (略)

(準用規定)

第二十条 厚生年金保険法第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる給付及び一時金たる給付について、同条第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「実施機関」とあるのは「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齢厚生年金」とあるのは「年金たる給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

(不服申立て)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第九十条第三項及び第四項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は前二項に規定する処分取消しの訴えについて準用する。

る事業主を含む。以下この項において同じ。）の二分の一以上の者が希望したときは、石炭鉱業を行う事業場において会員に使用される厚生年金保険の被保険者（坑内員並びに昭和六十年法律第三十四号附則第五条第十三号に規定する第四種被保険者及び同条第十四号に規定する船員任意継続被保険者を除く。）たる労働者（石炭の採掘の業務と緊密な関連を有しない業務として政令で定める業務に従事する者を除くものとし、以下「坑外員」という。）の老齢について、年金たる給付の支給を行うことができる。

2・3 (略)

(準用規定)

第二十条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十七条、第四十条の二及び第四十一条第一項の規定は、年金たる給付及び一時金たる給付について、同条第二項の規定は、死亡を支給理由とする一時金たる給付について準用する。この場合において、同法第四十条の二中「厚生労働大臣」とあるのは「基金」と、同法第四十一条第一項中「老齢厚生年金」とあるのは「年金たる給付又は脱退を支給理由とする一時金たる給付」と、それぞれ読み替えるものとする。

(不服申立て)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 厚生年金保険法第九十条第二項及び第三項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は前二項に規定する処分取消しの訴えについて準用する。

◎ 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第二百二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（抛出金の徴収及び納付義務）</p> <p>第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、抛出金を徴収する。</p> <p>一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主（次号から第四号までに掲げるものを除く。）</p> <p>二 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（抛出金の額）</p> <p>第二十一条 抛出金の額は、厚生年金保険法に基づく保険料の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項に規定する育児休業をして</p> | <p>（抛出金の徴収及び納付義務）</p> <p>第二十条 政府は、被用者に対する児童手当の支給に要する費用及び第二十九条の二に規定する児童育成事業に要する費用に充てるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、抛出金を徴収する。</p> <p>一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主</p> <p>二 四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（抛出金の額）</p> <p>第二十一条 抛出金の額は、次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第三条第一項に規定する育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）第二条第一項に規定する</p> |

該育児休業又は休業をしたことにより、厚生年金保険法に基づき保険料の徴収を行わないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

2・3 (略)

育児休業をしている被用者について、当該育児休業又は休業をしたことにより、同表の上欄に掲げる法律に基づき保険料の徴収を行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しないこととされた場合にあつては、当該被用者に係るものを除く。以下この条において「賦課標準」という。）に拠出金率を乗じて得た額の総額とする。

|             |         |           |
|-------------|---------|-----------|
| 厚生年金保険法     | 標準報酬月額  | 標準賞与額     |
| 私立学校教職員共済法  | 標準給与の月額 | 標準賞与の額    |
| 地方公務員等共済組合法 | 給料の額    | 期末手当等の額   |
| 国家公務員共済組合法  | 標準報酬の月額 | 標準期末手当等の額 |

2・3 (略)

◎ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号） 抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第三百三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（私学共済法等に関する特例等）<br/>                     第九十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項の規定により私学共済法による加入者期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号。次項において「平成十九年一元化法」という。）第五条の規定による改正前の私学共済法及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る平成十九年一元化法第五条の規定による改正前の私学共済法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法及び厚生年金保険法に規定する事項については、これらの法律の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。</p> <p>6（略）</p> | <p>（私学共済法に関する特例等）<br/>                     第九十六条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第二項の規定により私学共済法による加入者期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、私学共済法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。</p> <p>5 前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る私学共済法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。</p> <p>6（略）</p> |

(厚生年金保険法等に関する特例等)

第四百四条 沖繩の厚生年金保険法(千九百六十八年立法第三百三十六号)

による被保険者であつた期間(昭和四十五年一月一日以後の期間に限るものとし、同立法による脱退手当金の計算の基礎となつた期間を除く。)は、当該被保険者の種別に応じ、それぞれ当該種別に相当する厚生年金保険法による被保険者であつた期間とみなす。ただし、同立法による第三種被保険者であつた期間(この法律の施行の際同立法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付の額の計算の基礎となる期間を除く。)は、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による老齢、障害、脱退又は死亡に関する保険給付(葬祭料を除く。)については、同法第十七条の規定による被保険者であつた期間とみなす。

2・3 (略)

4 沖繩の厚生年金保険法による被保険者であつた期間を有する者(昭和二十年四月一日以前に生まれた者に限る。)であつて、政令で定めるところにより、昭和二十九年五月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間において国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六条第一項の適用事業所に相当する事業所又は事務所に使用されていた期間を有すると認められるものその他政令で定めるものは、厚生年金保険法の規定にかかわらず、同法第八十一条第一項の規定により徴収される保険料のほか、政令で定めるところにより、厚生年金保険の実施者たる政府に保険料を納付することができる。

5〜7 (略)

(厚生年金保険法等に関する特例等)

第四百四条 沖繩の厚生年金保険法(千九百六十八年立法第三百三十六号)

による被保険者であつた期間(昭和四十五年一月一日以後の期間に限るものとし、同立法による脱退手当金の計算の基礎となつた期間を除く。)は、当該被保険者の種別に応じ、それぞれ当該種別に相当する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)による被保険者であつた期間とみなす。ただし、同立法による第三種被保険者であつた期間(この法律の施行の際同立法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付の額の計算の基礎となる期間を除く。)は、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)による老齢、障害、脱退又は死亡に関する保険給付(葬祭料を除く。)については、同法第十七条の規定による被保険者であつた期間とみなす。

2・3 (略)

4 沖繩の厚生年金保険法による被保険者であつた期間を有する者(昭和二十年四月一日以前に生まれた者に限る。)であつて、政令で定めるところにより、昭和二十九年五月一日から昭和四十四年十二月三十一日までの間において国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第三条の規定による改正前の厚生年金保険法第六条第一項の適用事業所に相当する事業所又は事務所に使用されていた期間を有すると認められるものその他政令で定めるものは、厚生年金保険法の規定にかかわらず、同法第八十一条第一項の規定により徴収される保険料のほか、政令で定めるところにより、厚生年金保険の管理者たる政府に保険料を納付することができる。

5〜7 (略)

◎ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第三百三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（保険料の徴収の方法）<br/>                     第七七条 （略）</p> <p>2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。</p> | <p>（保険料の徴収の方法）<br/>                     第七七条 （略）</p> <p>2 前項の老齢等年金給付は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。</p> |

◎ 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第三百三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>附則<br/>                     （厚生年金保険法の特例等）<br/>                     18 衆議院又は参議院は、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、当該任期满限等の日の属する月又はその翌月に再び議員秘書となったことにより当該任期满限等の日の翌日以降初めて厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、新法第十四条第二項後段の規定により当該任期满限等の日の翌日以降も引き続き在職したものとみなされることとなるもの（以下「継続秘書被保険者」という。）が当該任期满限等の日の属する月（当該任期满限等の日が月の末日である場合にあつては、その翌月。以下同じ。）に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失しなかつたとしたならばその者について算定されることとなる当該任期满限等の日の属する月分の厚生年金保険の保険料額に相当する金額（以下「厚生年金保険料相当額」という。）を、厚生年金保険の実施者たる政府に対して、当該任期满限等の日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。</p> | <p>附則<br/>                     （厚生年金保険法の特例等）<br/>                     18 衆議院又は参議院は、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたことにより議員秘書を退職し厚生年金保険の被保険者の資格を喪失し、当該任期满限等の日の属する月又はその翌月に再び議員秘書となったことにより当該任期满限等の日の翌日以降初めて厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者であつて、期末手当及び勤勉手当に係る在職期間の計算について、新法第十四条第二項後段の規定により当該任期满限等の日の翌日以降も引き続き在職したものとみなされることとなるもの（以下「継続秘書被保険者」という。）が当該任期满限等の日の属する月（当該任期满限等の日が月の末日である場合にあつては、その翌月。以下同じ。）に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失しなかつたとしたならばその者について算定されることとなる当該任期满限等の日の属する月分の厚生年金保険の保険料額に相当する金額（以下「厚生年金保険料相当額」という。）を、厚生年金保険の管掌者たる政府に対して、当該任期满限等の日の属する月の翌月末日までに納付するものとする。</p> |

◎ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第三百三十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（保険料の徴収の方法）</p> <p>第三百三十一条 第二百二十九条の保険料の徴収については、第三百三十五条の規定により特別徴収（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法に基づく老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下「老齢等年金給付」という。）の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた第一号被保険者又は当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第一号被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、地方自治法第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。</p> | <p>（保険料の徴収の方法）</p> <p>第三百三十一条 第二百二十九条の保険料の徴収については、第三百三十五条の規定により特別徴収（国民年金法による老齢基礎年金その他の同法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法若しくは私立学校教職員共済法に基づく老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びその他これらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの（以下「老齢等年金給付」という。）の支払をする者（以下「年金保険者」という。）に保険料を徴収させ、かつ、その徴収すべき保険料を納入させることをいう。以下同じ。）の方法による場合を除くほか、普通徴収（市町村が、保険料を課せられた第一号被保険者又は当該第一号被保険者の属する世帯の世帯主若しくは当該第一号被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）に対し、地方自治法第二百三十一条の規定により納入の通知をすることによつて保険料を徴収することをいう。以下同じ。）の方法によらなければならない。</p> |

◎ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号） 抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第三百三十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>附則</p> <p>（特定警察職員等に関する特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七条の第三項第一号に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の上欄に掲げる期間における新国家公務員法第八十一条の四第三項（新国家公務員法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、新国家公務員法第八十一条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> | <p>附則</p> <p>（特定警察職員等に関する特例）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等である職員に対する次の表の上欄に掲げる期間における新国家公務員法第八十一条の四第三項（新国家公務員法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、新国家公務員法第八十一条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <p>（表略）</p> |

◎ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第三百三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>第十四条（略）</p> <p>（交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>2  （略）</p> <p>3  交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法第二百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第七条第四項に規定する派遣先企業（以下この条において「派遣先企業」という。）と、」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年</p> | <p>第十四条（略）</p> <p>（交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>2  交流派遣職員に対する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、派遣先企業の業務を公務とみなす。</p> <p>3  （略）</p> |

金拠出金を含む。)に係るものに限る。)並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

(防衛省の職員への準用等)  
第二十四条 この法律(第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十三条第三項を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第

4 | 交流派遣職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第五号及び第六号中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「に相当するものとして、次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び国の負担金」とあるのは、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律第七条第四項に規定する派遣先企業(以下「派遣先企業」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「派遣先企業の負担金」と、同法第二百一条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先企業」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」とあるのは「派遣先企業」とする。

(防衛省の職員への準用等)  
第二十四条 この法律(第二条第一項、第五項及び第六項、第三条第一号及び第二号、第四条、第五条第二項及び第三項、第十条第二項並びに第十三条第三項を除く。)の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員の人事交流について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第

二条第二項第五号中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項中「職員、」とあるのは「職員、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官及び学生を除く。）」と、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総裁」とあるのは「防衛大臣」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者という。以下同じ。）」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第一項中「人事院に」とあるのは「防衛大臣に」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「防衛大臣が」と、「職員（その職員が人事院事務総局の職員であるときを除く。）を人事院事務総局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員」とあるのは「職員」と、第八条第二項中「各省各庁の長等（第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。）」とあるのは「各省各庁の長等」と、第十二条第三項中「国家公務員法第四百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第四項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百十号）」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第七項」とあるのは「防衛省の職員

二条第二項第五号中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同条第三項中「職員、」とあるのは「職員、防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項の教育訓練又は同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下「学生」という。）」と、同条第四項中「占める職員」とあるのは「占める職員（自衛官及び学生を除く。）」と、第三条、第六条第二項、第八条第二項、第十九条第五項及び前条第二項中「人事院」とあり、並びに第七条第三項及び第四項、第十三条第一項並びに前条第一項中「人事院総裁」とあるのは「防衛大臣」と、第三条第三号中「任命権者」とあるのは「任命権者（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者という。以下同じ。）」と、「関し」とあるのは「関し一般職に属する国家公務員の例に準じて」と、第六条第一項中「人事院は」とあるのは「防衛大臣は」と、第七条第一項中「人事院に」とあるのは「防衛大臣に」と、同条第三項中「人事院が」とあるのは「防衛大臣が」と、「職員（その職員が人事院事務総局の職員であるときを除く。）を人事院事務総局に属する官職に任命するとともに、当該要請に係る職員」とあるのは「職員」と、第八条第二項中「各省各庁の長等（第十三条第三項において「交流派遣元機関の長」という。）」とあるのは「各省各庁の長等」と、第十二条第三項中「国家公務員法第四百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、同条第四項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法第四十六条」と、「同条第一項第一号」とあるのは「同条第一項第三号」と、「国家公務員倫理法」とあるのは「自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百十号）」と、第十四条第四項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として」とあるのは「とし」と、「に相当するもの」とあるのは「

の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十一条第三項中「国家公務員法第百三条第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二条第二項」と、第二十二條中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

255 (略)

として政令で定めるものに相当するもの」と、第十六条中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条第一項及び附則第七項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十三条第一項」と、「国家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法」と、第十八条第一項中「級」とあるのは「級又は階級」と、第十九条第二項中「人事院の」とあるのは「防衛大臣の」と、第二十一条第三項中「国家公務員法第百三条第二項」とあるのは「自衛隊法第六十二条第二項」と、第二十二條中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十四条第一項において準用する同法第二十一条第一項」と、前条第三項中「人事院は、毎年、国会及び内閣」とあるのは「内閣は、毎年、国会」と読み替えるものとする。

255 (略)

◎ 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）抄（平成二十二年四月一日施行）

（附則第三百三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、同項各号中「地方公共団体」とあり、並びに同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（以下この条において「地方公共団体等」という。）」とあるのは「派遣先団体」と、同項中「第百十三条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同条第四項及び第五項並びに」とあるのは「第百十三条第二項及び」と、同条第三項中「第百十三条第四項第二号に掲げる費用及び同条第五項に規定する費用（</p> | <p>（派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第百十三条第二項各号列記以外の部分中「地方公共団体（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）の負担金」とあるのは「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の負担金」と、同項各号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む</p> |

長期給付に係るものに限る。( )並びに厚生年金保険法」とあるのは「  
厚生年金保険法」と、「地方公共団体等」とあるのは「派遣先団体」  
とする。

。 ( )及び第四項」とあるのは「第百十三条第二項」とする。

◎ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）  
 （附則第三百三十七条関係）

抄

（平成二十二年四月一日（一部平成二十三年四月一日）施行）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（定義）<br/>                     第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者に限る。）をいう。</p> <p>4 （略）</p> <p>（確定給付企業年金の実施）<br/>                     第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、確定給付企業年金を実施しようとするときは、確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、確定給付企業年金に係る規約（以下</p> | <p>（定義）<br/>                     第二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 厚生年金保険の被保険者</p> <p>二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>4 （略）</p> <p>（確定給付企業年金の実施）<br/>                     第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、確定給付企業年金を実施しようとするときは、確定給付企業年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、確定給付企業年金に係る規約（以下「規約</p> |

「規約」という。)を作成し、次の各号のいずれかに掲げる手続を執らなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(規約で定める事項)

第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～三 (略)

四 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

五～九 (略)

(規約の承認の基準等)

第五条 (略)

2 (略)

3 事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けたときは、遅滞なく、同号の承認を受けた規約を実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知させなければならない。

(規約の変更等)

第六条 (略)

2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、

「という。)を作成し、次の各号のいずれかに掲げる手続を執らなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

(規約で定める事項)

第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～三 (略)

四 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

五～九 (略)

(規約の承認の基準等)

第五条 (略)

2 (略)

3 事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けたときは、遅滞なく、同号の承認を受けた規約を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

(規約の変更等)

第六条 (略)

2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当

当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3・4 (略)

(基金の設立認可の基準等)

第十二条 厚生労働大臣は、第三条第一項第二号の設立の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同号の認可をするものとする。

一～三 (略)

四 当該申請に係る事業所において、常時政令で定める数以上の加入者となるべき厚生年金保険の被保険者を使用していること、又は使用すると見込まれること（次号に掲げる場合を除く。）。

五 厚生年金適用事業所の事業主が共同して基金を設立しようとする場合にあつては、当該事業主の当該申請に係る事業所において、合算して、常時政令で定める数以上の加入者となるべき厚生年金保険の被保険者を使用していること、又は使用すると見込まれること。

六・七 (略)

2 (略)

(加入者)

第二十五条 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者は、加入者とする。

2 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者が加入者となることについて規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、加入者としな

該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3・4 (略)

(基金の設立認可の基準等)

第十二条 厚生労働大臣は、第三条第一項第二号の設立の認可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同号の認可をするものとする。

一～三 (略)

四 当該申請に係る事業所において、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用すると見込まれること（次号に掲げる場合を除く。）。

五 厚生年金適用事業所の事業主が共同して基金を設立しようとする場合にあつては、当該事業主の当該申請に係る事業所において、合算して、常時政令で定める数以上の加入者となるべき被用者年金被保険者等を使用していること、又は使用すると見込まれること。

六・七 (略)

2 (略)

(加入者)

第二十五条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、加入者とする。

2 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が加入者となることについて規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、加入者としな

(資格取得の時期)

第二十六条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を取得する。

一・二 (略)

三 実施事業所に使用される者が、厚生年金保険の被保険者となったとき。

四 (略)

(資格喪失の時期)

第二十七条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を喪失する。

一・三 (略)

四 厚生年金保険の被保険者でなくなったとき。

五 (略)

(規約型企業年金の統合)

第七十四条 (略)

2 前項の承認の申請は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意(第七十八条において「労働組合等の同意」という。)を得て行わなければならない。

3～5 (略)

(資格取得の時期)

第二十六条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を取得する。

一・二 (略)

三 実施事業所に使用される者が、被用者年金被保険者等となったとき。

四 (略)

(資格喪失の時期)

第二十七条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときに、加入者の資格を喪失する。

一・三 (略)

四 被用者年金被保険者等でなくなったとき。

五 (略)

(規約型企業年金の統合)

第七十四条 (略)

2 前項の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意(第七十八条において「労働組合等の同意」という。)を得て行わなければならない。

3～5 (略)

(基金の分割)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 分割を行う場合においては、分割により設立される基金の加入者となるべき厚生年金保険の被保険者又は分割後存続する基金の加入者である厚生年金保険の被保険者の数が、第十二条第一項第四号(基金を共同して設立している場合にあつては、同項第五号)の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれなければならない。

4～7 (略)

(厚生労働大臣の承認による終了)

第八十四条 事業主は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得たときは、厚生労働大臣の承認を受けて、規約型企業年金を終了することができる。

2・3 (略)

(厚生年金基金から基金への移行)

第一百十二条 (略)

2～5 (略)

6 第四項の規定により消滅した厚生年金基金が消滅した日までに支給すべきであった給付であつてまだ支給していないものの支給並びに徴収すべきであった掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの

(基金の分割)

第七十七条 (略)

2 (略)

3 分割を行う場合においては、分割により設立される基金の加入者となるべき被用者年金被保険者等又は分割後存続する基金の加入者である被用者年金被保険者等の数が、第十二条第一項第四号(基金を共同して設立している場合にあつては、同項第五号)の政令で定める数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれなければならない。

4～7 (略)

(厚生労働大臣の承認による終了)

第八十四条 事業主は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得たときは、厚生労働大臣の承認を受けて、規約型企業年金を終了することができる。

2・3 (略)

(厚生年金基金から基金への移行)

第一百十二条 (略)

2～5 (略)

6 第四項の規定により消滅した厚生年金基金が消滅した日までに支給すべきであった給付であつてまだ支給していないものの支給並びに徴収すべきであった掛金及び徴収金であつてまだ徴収していないものの

徴収に関しては、同項の規定により権利義務を承継した基金を厚生年金基金とみなして、厚生年金保険法第三十一条から第三十三条の二の二まで、第三百三十五条、第三百三十六條、第三百二十八條から第四百一十一条まで、第六百六十九條から第七十二条まで、第七百七十四条において準用する同法第九十八條第三項及び第四項、第七百七十八條並びに第七百七十九條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

7 (略)

(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納)

第百十四條 (略)

2 (略)

3 物納に充てることができる有価証券は、当該有価証券の種類に応じて、政令で定める単位ごとに、金融商品取引法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（厚生労働省令で定めるものに限る。）の変動と一致するように運用することができるように組み合わせられたものであることその他の厚生年金保険法第七十九条の二に規定する特別会計積立金の安全かつ効率的な運用に資するものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければならない。

4 5 6 (略)

(確定拠出年金を実施する場合における手続等)

第百十七條 (略)

2 3 (略)

4 第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金の事業主等は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該終了し

徴収に関しては、同項の規定により権利義務を承継した基金を厚生年金基金とみなして、厚生年金保険法第三十一条から第三十三条の二の二まで、第三百三十五条、第三百三十六條、第三百二十八條から第四百一十一条まで、第六百六十九條から第七十二条まで、第七百七十四条において準用する同法第九十八條第三項及び第四項、第七百七十八條並びに第七百七十九條の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

7 (略)

(解散厚生年金基金等に係る責任準備金相当額の一部の物納)

第百十四條 (略)

2 (略)

3 物納に充てることができる有価証券は、当該有価証券の種類に応じて、政令で定める単位ごとに、金融商品取引法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（厚生労働省令で定めるものに限る。）の変動と一致するように運用することができるように組み合わせられたものであることその他の厚生年金保険法第七十九条の二に規定する積立金の安全かつ効率的な運用に資するものとして厚生労働省令で定める要件を満たすものでなければならない。

4 5 6 (略)

(確定拠出年金を実施する場合における手続等)

第百十七條 (略)

2 3 (略)

4 第八十三条の規定により終了した確定給付企業年金の事業主等は、規約で定めるところにより、残余財産の全部又は一部を、当該終了し

た確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第八十九条第六項中「残余財産（政令で定めるものを除く。）」とあるのは、「残余財産（政令で定めるもの及び第百十七条第四項の規定により移換されたものを除く。）」とする。

5 (略)

#### 附 則

(事務の委託に関する経過措置)

第三条 厚生年金保険の実施者たる政府は、当分の間、第百十三条第一項の規定に基づき、解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合（厚生年金保険法附則第三十二条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた厚生年金基金が解散（第百十一条第三項の規定による解散に限る。）に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為を含む。）において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の実施者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものを連合会に行わせることができる。

2 (略)

た確定給付企業年金に係る厚生年金適用事業所の事業主が実施する企業型年金における当該厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の個人別管理資産に充てる場合には、政令で定めるところにより、当該残余財産の全部又は一部を当該企業型年金の資産管理機関に移換することができる。この場合において、第八十九条第六項中「残余財産（政令で定めるものを除く。）」とあるのは、「残余財産（政令で定めるもの及び第百十七条第四項の規定により移換されたものを除く。）」とする。

5 (略)

#### 附 則

(事務の委託に関する経過措置)

第三条 厚生年金保険の管掌者たる政府は、当分の間、第百十三条第一項の規定に基づき、解散厚生年金基金等から同項に規定する責任準備金に相当する額を徴収する場合（厚生年金保険法附則第三十二条第三項の規定により同条第一項の認可を受けた厚生年金基金が解散（第百十一条第三項の規定による解散に限る。）に必要な行為又は企業年金基金となるために必要な行為を含む。）において、当該徴収のために必要な事務及び厚生年金保険の管掌者たる政府が支給する年金たる給付に係る事務のうち政令で定めるものを連合会に行わせることができる。

2 (略)

◎ 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第三百三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>附則</p> <p>（新会社に対する厚生年金保険法等の規定の適用）</p> <p>第十条 新会社の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、新会社の事業所又は事務所を厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。次項において「平</p> | <p>附則</p> <p>（新会社に対する厚生年金保険法等の規定の適用）</p> <p>第十条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）附則第十九條第二項から第四項までの規定の適用については、新会社を厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条において「平成八年改正前の共済法」という。）第二条第一項第七号ハに掲げる法人とみなす。</p> <p>2 新会社の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六條第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものに使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、新会社の事業所又は事務所を平成八年改正前の共済法第二條第一項第八号に規定する法人の事業所又は事務所とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八條第二項の規定を適用する。</p> |

2| 成八年改正前の「共済法」という。) 第二条第一項第八号に規定する法人の事業所又は事務所とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。  
(略)

3|  
(略)

◎ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第三百三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 この法律において「厚生年金保険の被保険者」とは、六十歳未満の厚生年金保険の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（以下「第一号厚生年金被保険者」という。）又は同項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者（以下「第四号厚生年金被保険者」という。）に限る。）をいう。</p> <p>7～13（略）</p> <p>（規約の承認）</p> <p>第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で六十歳に達した日以後引き続き第一号厚生年金被保険者又は第四号厚生年金被保険者である者のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生</p> | <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 この法律において「被用者年金被保険者等」とは、次に掲げる者であつて、六十歳未満のものをいう。</p> <p>一 厚生年金保険の被保険者</p> <p>二 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者</p> <p>7～13（略）</p> <p>（規約の承認）</p> <p>第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等（企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き前条第六項各号に掲げる者である者のうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組</p> |

年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となることができる者を含む。同項を除き、以下同じ。）が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

六の二 十二 (略)

(承認の基準等)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 (略)

二 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金その他政令で定める年金制度（第五十四条第一項において「企業年金制度」という。）及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等（次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となることができる者を含む。同項を除き、以下同じ。）が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

六の二 十二 (略)

(承認の基準等)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 (略)

二 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定めた場合にあつては、当該資格は、当該実施事業所において実施されている厚生年金基金その他政令で定める年金制度（第五十四条第一項において「企業年金制度」という。）及び退職手当制度が適用される者の範囲に照らし、特定の者について不当に差別的なものでないこと。

二の二〇八 (略)

2 (略)

3 事業主は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の承認を受けた規約（以下「企業型年金規約」という。）を実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に周知させなければならない。

（規約の変更）

第五条 (略)

2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3 (略)

4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「厚生年金保険の被保険者」とあるのは、「厚生年金保険の被保険者（企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む。）」と読み替えるものとする。

（企業型年金加入者）

第九条 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で六十歳に達した日以後引き続き第一号厚生年金被保険者又は

二の二〇八 (略)

2 (略)

3 事業主は、前条第一項の承認を受けたときは、遅滞なく、同項の承認を受けた規約（以下「企業型年金規約」という。）を実施事業所に使用される被用者年金被保険者等に周知させなければならない。

（規約の変更）

第五条 (略)

2 前項の変更の承認の申請は、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て行わなければならない。

3 (略)

4 前条の規定は、第一項の変更の承認の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第三項中「被用者年金被保険者等」とあるのは、「被用者年金被保険者等（企業型年金運用指図者に係る事項に重要な変更を加えたときは、企業型年金運用指図者を含む。）」と読み替えるものとする。

（企業型年金加入者）

第九条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き第二条第六項各号に掲げる者である

第四号厚生年金被保険者である者のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者を企業型年金加入者とすることができる。

2 実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としてしない。

(資格取得の時期)

第十条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金加入者の資格を取得する。

一・二 (略)

三 実施事業所に使用される者が、厚生年金保険の被保険者となったとき。

四 (略)

(資格喪失の時期)

第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一・三 (略)

四 厚生年金保険の被保険者でなくなったとき。

五・六 (略)

(運用の方法の除外に係る同意)

者のうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者を企業型年金加入者としてすることができる。

2 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて企業型年金規約で一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者は、前項の規定にかかわらず、企業型年金加入者としてしない。

(資格取得の時期)

第十条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、企業型年金加入者の資格を取得する。

一・二 (略)

三 実施事業所に使用される者が、被用者年金被保険者等となったとき。

四 (略)

(資格喪失の時期)

第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日)に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一・三 (略)

四 被用者年金被保険者等でなくなったとき。

五・六 (略)

(運用の方法の除外に係る同意)

第二十六条 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して前条第一項の運用の指図を行っている企業型年金加入者等の同意を得なければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 企業型年金規約に定めるところに従って、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意が得られたとき。

二・三 (略)

第四十六条 事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(個人型年金加入者)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日(第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた

第二十六条 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して前条第一項の運用の指図を行っている企業型年金加入者等の同意を得なければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 企業型年金規約に定めるところに従って、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意が得られたとき。

二・三 (略)

第四十六条 事業主は、企業型年金を終了しようとするときは、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2・3 (略)

(個人型年金加入者)

第六十二条 (略)

2 (略)

3 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日(第一号に該当するに至ったときは、その翌日とし、第六号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた

月の初日とする。)に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一〇七 (略)

八 法律によって組織された共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となったとき。

九 (略)

4 (略)

月の初日とする。)に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

一〇七 (略)

八 法律によって組織された共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者となったとき。

九 (略)

4 (略)

◎ 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第四百十条関係）

（傍線部分は改正部分）

|  |   |
|--|---|
| <p>改正案</p>   | <p>現行</p>   |
| <p>附則</p> <p>（推進機構の役職員であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> | <p>附則</p> <p>（推進機構の役職員であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き農林水産省共済組合の組合員である間（研究機構の役員又は職員である間に限る。）は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。</p> <p>第七条 施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事</p> |

務所を厚生年金保険法第十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者で推進機構の役員又は職員であったものうち、施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。以下この条において「推進機構の役員であった組合員」という。）のうち、一年以上の引き続き組合員期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（研究機構の役員又は職員である期間に限る。）をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間（推進機構の役員又は職員であった期間に限る。）に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続き組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなす。

2 推進機構の役員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続き組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなされる者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3 推進機構の役員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一

項及び第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 | 推進機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

5 | 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 | 推進機構の役職員であった組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7 | 推進機構の役職員であった組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

第七条 | 施行日の前日において厚生年金基金（推進機構の事業所又は事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者（推進機構の役員又は職員であった者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となった者（研究機構の役員又は職員となった者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間（推進機構

の役員又は職員であつた期間に限る。)に係るものに限る。)及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間(農林水産省共済組合の組合員である期間(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員である期間に限る。))に係るもの限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)附則第八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間(農林水産省共済組合の組合員であつた期間(研究機構又は独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役員又は職員であつた期間に限る。))に係るものに限る。)を含む。)がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間が四十四年以上である者とみなす。

◎ 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十一号）抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第四百一条関係）

（傍線部分は改正部分）

|  |   |
|--|---|
| <p>改正案</p>   | <p>現行</p>   |
| <p>附則<br/>                 （開発センターの役職員であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）<br/>                 第六条（略）<br/>                 2（略）</p> | <p>附則<br/>                 （開発センターの役職員であつた組合員に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）<br/>                 第六条（略）<br/>                 2（略）<br/>                 3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百十五号）による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き農林水産省共済組合の組合員である間（センターの役員又は職員である間に限る。）は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。</p> <p>第七条 施行日の前日において厚生年金基金（開発センターの事業所又</p> |

は事務所を厚生年金保険法第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この項において同じ。)の加入員である厚生年金保険の被保険者であった者で開発センターの役員又は職員であったもののうち、施行日に農林水産省共済組合の組合員となった者(センターの役員又は職員となった者に限る。以下この条において「開発センターの役員であった組合員」という。)のうち、一年以上の引き続き組合員期間(農林水産省共済組合の組合員である期間(センターの役員又は職員である期間に限る。)をいう。以下この条において同じ。)を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間(厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であった期間(開発センターの役員又は職員であった期間に限る。)に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。)と当該厚生年金保険期間に引き続き組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなす。

2 開発センターの役員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの(一年以上の引き続き組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなされる者に限る。)に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3 開発センターの役員であった組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条

第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 開発センターの役員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法による退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 開発センターの役員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7 開発センターの役員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

第七条 施行日の前日において厚生年金基金（開発センターの事業所又は事務所を厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百十七条第三項に規定する設立事業所とする厚生年金基金をいう。以下この条において同じ。）の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた者（開発センターの役員又は職員であつた者に限る。）で施行日に農林水産省共済組合の組合員となつた者（センターの役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（厚生年金基金の加入員である厚生年金保険の被保険者であつた期間）

開発センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（農林水産省共済組合の組合員である期間（センターの役員又は職員である期間に限る。）に係るもの限り、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（農林水産省共済組合の組合員であつた期間（センターの役員又は職員であつた期間に限る。）に係るものに限る。）を含む。）がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る厚生年金保険法附則第九条の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間が四十四年以上である者とみなす。

◎ 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第四百二十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>附則</p> <p>（通信・放送機構の役職員であつた者に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（通信・放送機構の役職員であつた者に係る厚生年金保険法の規定の適用の特例）</p> | <p>附則</p> <p>（通信・放送機構の役職員であつた者に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は障害手当金の支給を受けることができるものに係る同条第四項又は第五項の規定の適用については、これらの者が引き続き総務省共済組合の組合員である間（研究機構の役員又は職員である間に限る。）は、当該障害厚生年金又は障害手当金を国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金とみなす。</p> <p>第七条 施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた通信・放送機構の役員又は職員で、施行日に総務省共済組合の組合員となつ</p> |

た者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。以下この条において「通信・放送機構の役職員であつた組合員」という。）のうち、一年以上の引き続き組合員期間（総務省共済組合の組合員である期間（研究機構の役員又は職員である期間に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を有しない者であり、かつ、施行日前の厚生年金保険の保険者期間（通信・放送機構の役員又は職員であつた期間に係るものに限る。以下この条において「厚生年金保険期間」という。）と当該厚生年金保険期間に引き続き組合員期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、一年以上の引き続き組合員期間を有する者とみなす。

2 | 通信・放送機構の役職員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるもの（一年以上の引き続き組合員期間を有する者及び前項の規定により一年以上の引き続き組合員期間を有する者と見なされる者に限る。）に係る国家公務員共済組合法第七十七条第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

3 | 通信・放送機構の役職員であつた組合員のうち、組合員期間が二十年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法第八十九条第一項及び第二項の規定の適用については、その者は、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

4 | 通信・放送機構の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも二十年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が二十年以上となるものに係る国家公務員共済組合法に

第七条 施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であった通信・放送機構の役員又は職員で、施行日に総務省共済組合の組合員となつた者（研究機構の役員又は職員となつた者に限る。）のうち、施行日前の厚生年金保険の被保険者期間（通信・放送機構の役員又は職員であつた期間に係るものに限る。）及び国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間（総務省共済組合の組合員である期間（研究機構の役員又は職員である期間に限る。）に係るものに限る、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第八条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされた同法附則第五条第十一号に規定する旧国家公務員共済組合員期間（総務省共済組合の組合員であつた期間（研究機構の役員又は職員であつた期間に限る。）を含む。）がいずれも四十年

よる退職共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第七十八条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「六十五歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第四号を除く。）」とする。

5 前項に規定する者に係る国家公務員共済組合法による遺族共済年金については、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものとみなして、同法第九十条の規定を適用する。

6 通信・放送機構の役職員であつた組合員のうち、組合員期間が一年未満であり、かつ、当該組合員期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の組合員期間を有する者とみなす。

7 通信・放送機構の役職員であつた組合員のうち、厚生年金保険期間及び組合員期間がいずれも四十四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、組合員期間が四十四年以上である者とみなす。

四年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十四年以上となるものに係る厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第九条の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者に係る被保険者期間が四十四年以上である者とみなす。

◎ 放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第四百十三條關係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>（私立学校教職員共済法の特例）<br/>                 第十一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四百十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員に関する私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定の適用については、同法第二十七条第一項中「掛金及び加入者保険料（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料（以下「掛金等」という。）」とあり、並びに同法第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第一項、第二十九条の二、第三十条第一項及び第三項から第六項まで並びに第三十一条第一項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九条第二項中「及び厚生年金保険法による標準報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。</p> | <p>（私立学校教職員共済法の長期給付に関する特例）<br/>                 第十一条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）の長期給付に関する規定は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四百十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員については適用しない。ただし、当該職員が、国家公務員共済組合法第百二十四条の二第二項第一号又は地方公務員等共済組合法第百四十条第二項第一号の規定に該当するに至ったときは、この限りではない。</p> <p>2 前項の規定により共済法の長期給付に関する規定を適用しないこととされた放送大学学園の職員の共済法による掛金の標準給与の月額及び標準賞与の額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。</p> |

◎ 独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）  
 （附則第四百四十四条関係）

抄（平成二十二年四月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付（厚生年金保険法に基づく年金たる保険給付にあつては、政府が支給するものに限る。）の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。</p> <p>十三・十四（略）</p> <p>二〇七（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、株式会社日本</p> | <p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）に基づく年金たる給付の受給権者（第二十四条第一項において「厚生年金等受給権者」という。）に対し、その受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うこと。</p> <p>十三・十四（略）</p> <p>二〇七（略）</p> <p>附則</p> <p>（業務の特例）</p> <p>第五条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 機構は、別に法律で定める日までの間、第十二条第一項及び前二項に規定する業務のほか、厚生労働大臣の認可を受けて、株式会社日本</p> |

政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに規定する第二号厚生年金被保険者、第三号厚生年金被保険者及び第四号厚生年金被保険者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第 号）第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第二号の下欄に掲げる資金の貸付け又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第二号の規定による小口の教育資金の貸付けを受けようとする厚生年金保険又は国民年金の被保険者（国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律の規定による組合員又は加入者を除く。次項において同じ。）で厚生労働省令で定める要件を満たしているものに対して、その貸付けを受けることについて株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫へのあつせんを行うことをその業務とすることができる。

◎ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第四百四十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>附則</p> <p>（機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用）</p> <p>第七条 機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三</p> | <p>附則</p> <p>（機構に対する厚生年金保険法等の規定の適用）</p> <p>第七条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）附則第十九条第二項から第四項までの規定の適用については、機構を厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号。以下この条において「平成八年厚生年金等改正法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下この条において「平成八年改正前の共済法」という。）第二条第一項第七号ハに掲げる法人とみなし、厚生年金保険法附則第十九条第二項第三号中「の事業所」とあるのは、「及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の事業所」とする。</p> <p>2  機構の事業所又は事務所のうち厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所であるものを使用される同法による被保険者の同法による保険料率については、機構を平成八年改正前の共済法第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日か</p> |

十三年法律第二百八十八号。次項において「平成八年改正前の共済法」という。）第二条第一項第八号に規定する法人とみなして、平成八年厚生年金等改正法附則第十八条第二項の規定を適用する。この場合において、同項において準用する同条第一項ただし書中「施行日の前日以前の日から引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）」とあるのは、「運輸施設整備事業団（以下この項において「事業団」という。）の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。）であるものに使用される同法による被保険者であつた者であつて事業団の成立の日から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この項において「機構」という。）の成立の日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有するものうち機構の成立の日において機構の被保険者（機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であるもの、機構の成立の日の前日において事業団の被保険者（事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であつた者であつて機構の成立の日において船舶整備公団又は鉄道整備基金の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者であつた者であつて事業団の成立の日において事業団の被保険者であるものを除く。）のうち事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用されるに至つた日において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号。以下

ら引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有する者（施行日の前日以前の日から引き続き当該事業所又は事務所に使用される者に限る。）とあるのは、「運輸施設整備事業団（以下この項において「事業団」という。）の成立の日の前日において船舶整備公団の事業所又は事務所のうち適用事業所（厚生年金保険法第六条第一項又は第三項に規定する適用事業所をいう。以下この項において同じ。）であるもの）に使用される同法による被保険者であつた者であつて事業団の成立の日から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この項において「機構」という。）の成立の日の前日まで引き続き厚生年金保険の被保険者の資格を有するものうち機構の成立の日において機構の被保険者（機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であるもの、機構の成立の日の前日において事業団の被保険者（事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者をいう。以下この項において同じ。）であつた者であつて機構の成立の日において船舶整備公団又は鉄道整備基金の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者であつた者であつて事業団の成立の日において事業団の被保険者であるものを除く。）のうち事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用されるに至つた日において独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号。以下この項において「機構法」という。）附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第二十条第一項第四号から第十六号までの業務若しくはこれらに附帯する業務若しくは同条第三項の業務又は同法附則第十四条第二項の業務に従事することとされ

この項において「機構法」という。）附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）第二十条第一項第四号から第十六号までの業務若しくはこれらに附帯する業務若しくは同条第三項の業務又は同法附則第十四条第二項の業務に従事することとされたもの、機構の成立の日の前日において日本鉄道建設公団の事業所又は事務所（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第二十一条第一項に規定する特例業務を行う事業所又は事務所を除く。）のうち適用事業所であるものに使用される厚生年金保険法による被保険者であった者であつて機構の成立の日において機構の被保険者（機構の成立の日において日本鉄道建設公団又は事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者であった者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるものを除く。）であつて機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用されるに至った日において機構法第十二条第一項、第三項若しくは第四項の業務又は機構法附則第十一条第一項第一号から第三号までの業務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とする。

2|  
(略)

たもの、機構の成立の日の前日において日本鉄道建設公団の事業所又は事務所（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第二十一条第一項に規定する特例業務を行う事業所又は事務所を除く。）のうち適用事業所であるもの）に使用される厚生年金保険法による被保険者であった者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるもの及び機構の被保険者（機構の成立の日の前日において日本鉄道建設公団又は事業団の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用される同法による被保険者であった者であつて機構の成立の日において機構の被保険者であるものを除く。）であつて機構の事業所又は事務所のうち適用事業所であるもの）に使用されるに至った日において機構法第十二条第一項、第三項若しくは第四項の業務又は機構法附則第十一条第一号から第三号までの業務若しくはこれらに附帯する業務に従事することとされたもの」とする。

3|  
(略)

◎ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第四百六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（国家公務員共済組合法の特例）<br/>           第八条（略）</p> <p>2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第</p> | <p>（国家公務員共済組合法の特例）<br/>           第八条（略）</p> <p>2 第四条第三項の規定により派遣された検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「同条第四項（同条第</p> |

四項中「同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「同条第五項」と、「（同条第五項）」とあるのは「（同項）」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

3 (略)

第十四条 (略)

2| (略)

3| 私立大学派遣検察官等に関する国共済法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）及び国」と、「第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第五項の規定により負担することとなる

六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「同条第四項」と、「（同条第四項）」とあるのは「（同項）」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

3 (略)

第十四条 (略)

3| (略)

2| 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の長期給付に関する規定の適用については、当該法科大学院における教授等の業務を公務とみなす。

費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

4 私立大学派遣検察官等に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第三条第一項に規定する法科大学院設置者（以下「法科大学院設置者」という。）の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「法科大学院設置者の負担金及び国の負担金」と、国共済法第百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「並びに同条第四項」と、「（同条第四項）」とあるのは「（同項）」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「法科大学院設置者及び国」とする。

4 前項の場合において法科大学院設置者及び国が厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第八十二条第一項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

（地方公務員等共済組合法の特例）

第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。）に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定の適用については、同法第一百三十二条各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは、「地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法第一百五十二条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第一百六条第一項中「の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「及び国の機関」と、「第一百三十二条第二項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第一百三十二条第二項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「地方公共団体及び国」と、同法第一百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。

5 前項の場合において法科大学院設置者及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

（地方公務員等共済組合法の特例）

第十五条 第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校である大学をいう。第十八条及び第十九条第一項において同じ。）に派遣された検察官等のうち第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）の規定の適用については、同法第四章及び第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第一百三十二条各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「地方公共団体」と、「の負担金」とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、同項各号中「の負担金」とあるのは「及び国の負担金」と、同法第一百五十二条第二項中「相当する手当」とあるのは「相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当」と、同法第一百六条第一項中「の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「及び国の機関」と、「第一百三十二条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第一百三十二条第二項」と、「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「地方公共団体及び国」と、同法第一百四十四条の三十一（見出しを含む。）中「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「地方公共団体及び国」とする。

2 (略)

(私立学校教職員共済法の特例)

第十六条 私立大学派遣検察官等に関する私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定の適用については、同法第二十七條第一項中「掛金及び加入者保険料(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項の規定により加入者たる被保険者及び当該被保険者を使用する学校法人等が負担する厚生年金保険の保険料をいう。次項において同じ。)」とあり、同条第二項中「掛金及び加入者保険料(以下「掛金等」という。)」とあり、並びに同法第二十八條第二項及び第三項、第二十九條第一項、第二十九條の二、第三十條第一項及び第三項から第六項まで並びに第三十一條第一項中「掛金等」とあるのは「掛金」と、同法第二十九條第二項中「及び厚生年金保険法による報酬月額に係る掛金等」とあり、及び同条第三項中「及び厚生年金保険法による標準賞与額に係る掛金等」とあるのは「に係る掛金」とする。

2 私立大学派遣検察官等のうち第十三條第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する私立学校教職員共済法の規定の適用については、同法第二十一條第一項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十三條第二項ただし書の規定により国から支給される給与であつて共済規程で定めるもの(次条において「私立大学派遣検察官等に対する国の給与」という。)を含む。)」と、同法第二十二條第三項及び第八項中「報酬の総額」とあるのは「報酬(当該期間における私立大学派遣検察官等に対する国の給与を含む。)」の総額」と、同法第二十八條第一項中「及

2 (略)

(私立学校教職員共済法の特例)

第十六条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の長期給付に関する規定は、私立大学派遣検察官等には、適用しない。

2 私立大学派遣検察官等のうち第十三條第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する私立学校教職員共済法の規定の適用については、同法第二十一條第一項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三條第二項ただし書の規定により国から支給される給与であつて共済規程で定めるもの(次条において「私立大学派遣検察官等に対する国の給与」という。)を含む。)」と、同法第二十二條第二項及び第七項中「給与の総額」とあるのは「給与(当該期間における私立大学派遣検察官等に対する国の給与を含む。)」の総額」と、同法第二十八條第一項中「及び」とあるのは「並びに」と

び」とあるのは「並びに」と、「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」と、同条第三項中「当該学校法人等」とあるのは「当該学校法人等及び国」と、同法第二十九条第一項から第三項までの規定中「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」とする。

3  
(略)

(社会保険関係法の適用関係等についての政令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、検察官等が二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された場合その他第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された検察官等に関する社会保険関係法（厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）をいう。）の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

、「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」と、同条第三項中「当該学校法人等」とあるのは「当該学校法人等及び国」と、同法第二十九条第一項から第三項までの規定中「学校法人等」とあるのは「学校法人等及び国」とする。

3  
(略)

(社会保険関係法の適用関係等についての政令への委任)

第二十一条 この法律に定めるもののほか、検察官等が二以上の法科大学院において教授等の業務を行うものとして派遣された場合その他第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された検察官等に関する社会保険関係法（国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び健康保険法（大正十一年法律第七十号）をいう。）の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

◎ 人事訴訟法（平成十五年法律第九号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第四百七十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>（附帯処分についての裁判等）</p> <p>第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項の規定による処分（以下「附帯処分」と総称する。）についての裁判をしなければならない。</p> | <p>（附帯処分についての裁判等）</p> <p>第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に対して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は標準報酬等の按分割合<small>（おとぎわら）</small>に関する処分（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十三条の五第二項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第百四十五号）第二十条）<small>（以下「附帯処分」と総称する。）</small>又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百五条第二項の規定による処分をいう。）<small>（以下「附帯処分」と総称する。）</small>についての裁判をしなければならない。</p> |

◎ 判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第四百四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>（国家公務員共済組合法の特例）<br/>                     第八条（略）</p> <p>3  弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法第百二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）（特定独立行政法人又は職員団体）」とあるのは「判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）」と、「それぞれ第九十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる</p> | <p>（国家公務員共済組合法の特例）<br/>                     第八条（略）</p> <p>2  弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、第四条第一項に規定する弁護士の業務を公務とみなす。</p> <p>3  （略）</p> |

費用（同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付（基礎年金拠出金を含む。）に係るものに限る。）並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等」とする。

4 | 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二条第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」とあるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二百一条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「並びに同条第四項」と、「（同条第四項」とあるのは「（同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」とする。

◎ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）抄（平成二十二年四月一日施行）

（附則第四百九十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>（資料の提供等）</p> <p>第二十九条 厚生労働大臣は、特別障害給付金の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、特定障害者の資産若しくは収入の状況又は特定障害者に対する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による年金たる保険給付（政府が支給するものを除く。）の支給状況若しくは第十六条の政令で定める給付の支給状況につき、官公署、<u>国民年金法</u>第三条第二項に規定する共済組合等若しくは第十六条の政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは特定障害者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。</p> | <p>（資料の提供等）</p> <p>第二十九条 厚生労働大臣は、特別障害給付金の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、特定障害者の資産若しくは収入の状況又は特定障害者に対する<u>国民年金法</u>第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律による年金たる給付の支給状況若しくは第十六条の政令で定める給付の支給状況につき、官公署、<u>同法</u>第三条第二項に規定する共済組合等若しくは第十六条の政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは特定障害者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。</p> |

◎ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号） 抄 （平成二十二年四月一日施行）

（附則第百五十条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案  | 現行  |
|--|---|
| <p>附則</p> <p>（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第九十三条 日本郵政公社共済組合（第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国共済法」という。）第三条第一項の規定により旧公社に属する職員（旧国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、施行日において、日本郵政共済組合（<u>新国共済法附則第二十条の三第一項に規定する日本郵政共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。</u>）となり、同一性をもって存続するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第九十四条 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であった者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となつた</p> | <p>附則</p> <p>（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第九十三条 日本郵政公社共済組合（第六十六条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧国共済法」という。）第三条第一項の規定により旧公社に属する職員（旧国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。）をもって組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、施行日において、日本郵政共済組合（<u>新国共済法附則第二十条の四第一項に規定する日本郵政共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。</u>）となり、同一性をもって存続するものとする。</p> <p>2 日本郵政公社共済組合の代表者は、施行日前に、旧国共済法第九条に規定する運営審議会の議を経て、旧国共済法第六条及び第十一条の規定により、施行日以後に係る日本郵政共済組合となるために必要な定款及び運営規則の変更をし、当該定款につき財務大臣の認可を受け、及び当該運営規則につき財務大臣に協議するものとする。</p> <p>第九十四条 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であった者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となつた</p> |

者のうち旧国共済法第六十八条の二又は第六十八条の三の規定による育児休業手当金又は介護休業手当金の給付事由の生じた日が施行日前であるものに係るこれらの給付の支給については、新国共済法附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であった者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となつた者のうち雇用保険法の規定による育児休業給付又は介護休業給付を支給すべき事由が生じた日が施行日から同法の規定によるこれらの給付の受給資格を取得するまでの間にあるものに係る新国共済法附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四」とあるのは、「附則第十四条の四」とする。

3 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行っている同項第一号に掲げる事業（同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。）については、当分の間、新国共済法附則第二十条の二第四項及び第二十条の六第一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行うものとする。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした

者のうち旧国共済法第六十八条の二又は第六十八条の三の規定による育児休業手当金又は介護休業手当金の給付事由の生じた日が施行日前であるものに係るこれらの給付の支給については、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日の前日において日本郵政公社共済組合の組合員であった者であつて、施行日において日本郵政共済組合の組合員となつた者のうち雇用保険法の規定による育児休業給付又は介護休業給付を支給すべき事由が生じた日が施行日から同法の規定によるこれらの給付の受給資格を取得するまでの間にあるものに係る新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定の適用については、これらの規定中「第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四」とあるのは、「附則第十四条の四」とする。

3 施行日の前日において旧国共済法附則第十四条の四第一項の規定により日本郵政公社共済組合が行っている同項第一号に掲げる事業（同日において同号に規定する資金の貸付けを受けている者に係るものに限る。）については、当分の間、新国共済法附則第二十条の三第四項及び第二十条の七第一項の規定にかかわらず、日本郵政共済組合が従前の例により行うものとする。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置）

第九十五条 施行日の属する月以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で旧公社が引き続き存続するものとした

場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、  
新国共済法附則第二十条の二第二項に規定する郵政会社等が負担する

場合において旧公社において負担すべきこととなるものについては、  
新国共済法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等が負担する

◎ 恩給法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十三号）  
 （附則第五百一一条関係）

抄（平成二十年四月一日施行）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案  | 現 行        |
|--|------------|
| <p>附 則</p> <p>（平成二十年四月分以降の文官等に給する普通恩給等の年額の特例）<br/>                 第六条 平成二十年四月分以降の公務員（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第十条第一項に規定する旧軍人を除く。以下この条において同じ。）に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料（恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する扶助料を除く。以下この条において同じ。）の年額（恩給法第七十五条第二項又は恩給法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五十一号）附則第十四条第一項若しくは第二項の規定による加給又は加算の年額を含む。以下この条において同じ。）は、この項の規定の適用がないものとした場合におけるこれらの年額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第五十七条の二第一項に規定する基準額改定率をいう。）を順次乗じて得た額（以下この項において「基準額」という。）を超えるときは、当該年額に〇・九を乗じて得た額（五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。）とする。ただし、その額が基準額に満た</p> | <p>附 則</p> |

ないときは、当該基準額とする。

2| 前項に定めるもののほか、平成二十年四月分以降の公務員に給する普通恩給又はその遺族に給する扶助料の年額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(職権改定)

第七条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(職権改定)

第六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

◎ 日本年金機構法（平成十九年法律第 号）抄（平成二十二年四月一日施行）  
 （附則第一百五十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（業務の範囲）<br/>                     第二十七条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。<br/>                     一 三（略）</p> <p>四 次に掲げる事務を行うこと。<br/>                     イ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十六条第九項に規定する事務</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>五（略）</p> <p>第三節 年金個人情報保護<br/>                     第三十八条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人</p> | <p>（業務の範囲）<br/>                     第二十七条（略）</p> <p>2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。<br/>                     一 三（略）</p> <p>四 次に掲げる事務を行うこと。<br/>                     イ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十六条第九項に規定する事務並びに同法第一百三十二条第二項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百四十四条の二十四の二第二項及び私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の三第二項に規定する権限に係る事務</p> <p>ロ 二（略）</p> <p>五（略）</p> <p>第三節 年金個人情報保護<br/>                     第三十八条（略）</p> <p>2 4（略）</p> <p>5 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣及び機構は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、利用目的以外の目的のために年金個人</p> |

情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二（略）

三 次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。

イ〜ハ（略）

ニ（略）

ホ（略）

ヘ（略）

四（略）

6  
10

附則

（業務の特例）

第十八条（略）

2（略）

3 第一項の業務のほか、機構は、厚生年金保険法附則第二十九条の五、国民年金法附則第十条、健康保険法附則第十条及び船員保険法附則第十条の規定により行うこととされた事務を行う。

情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、年金個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人（当該年金個人情報によって識別される特定の個人をいう。以下この項において同じ。）又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一・二（略）

三 次に掲げる事務を遂行する者に当該事務の遂行に必要な限度で年金個人情報を提供する場合であつて、当該年金個人情報を提供することについて相当な理由のあるとき。

イ〜ハ（略）

ホ（略）

ヘ（略）

ト（略）

四（略）

6  
10

附則

（業務の特例）

第十八条（略）

2（略）

3 第一項の業務のほか、機構は、厚生年金保険法附則第二十九条の四、国民年金法附則第十条、健康保険法附則第十条及び船員保険法附則第十条の規定により行うこととされた事務を行う。

(旧組合の組合員で新設健保組合の被保険者となった者に係る給付等に関する経過措置)

第四十条 (略)

2 前条に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項又は第四百四条の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)

第三条の規定による改正前の国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金の支給を受けることができるものに対する健康保険法第八十二条第二項又は第三項の規定の適用については、これらの者が引き続き新設健保組合の被保険者である間は、当該障害共済年金又は障害一時金を厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。

3 (略)

(旧組合の組合員で新設健保組合の被保険者となった者に係る給付等に関する経過措置)

第四十条 (略)

2 前条に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項又は第四百四条の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について国家公務員共済組合法による障害共済年金又は障害一時金の支給を受けることができるものに対する健康保険法第八十二条第二項又は第三項の規定の適用については、これらの者が引き続き新設健保組合の被保険者である間は、当該障害共済年金又は障害一時金を厚生年金保険法による障害厚生年金又は障害手当金とみなす。

3 (略)